

条例改正に伴う新旧対照表 (別冊)

平成29年

奈良市議会3月定例会

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第2条 平成25年4月1日において教育長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>	<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第2条 平成29年4月1日において教育長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表は、別表___のとおりとする。</p> <p>(職務の級の分類)</p> <p>第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし_____、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市長が規則で定める。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(職務の級の分類)</p> <p>第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。この場合において、その分類の基準となるべき_____職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p>
<p>(扶養手当の受給者)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。</p>	<p>(扶養手当の受給者)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。</p>
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第12条の2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第12条の2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>

現行	改正案
<p>(扶養手当の月額)</p> <p>第13条 扶養手当の月額は、前条第1号に該当する扶養親族については13,000円、同条第2号から第5号までの扶養親族（次条及び第15条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。</p>	<p>(扶養手当の月額)</p> <p>第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「給料表8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(扶養手当の申請)</p>	<p>2 略</p> <p>(扶養手当の申請)</p>
<p>第14条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する</p>	<p>第14条 新たに職員となつた者に扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>
<p>_____事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するようになった者がある場合</p>	<p>(1) 新たに扶養親族たる _____要件を具備するに至つた _____者がある場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）</p>
<p>(2) 扶養親族としての要件を欠くようになった者がある場合（第12条の2第2号又は第4号 _____に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合 _____を除く。）</p>	<p>(2) 扶養親族たる _____要件を欠くに至つた _____者がある場合（扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）</p>
<p>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p>	
<p>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>	

現行	改正案				
<p>出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p>の日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表9級以上職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員となつた場合</p> <p>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となつた場合</p> <p>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のものが給料表8級職員となつた場合</p> <p>(7) 職員の扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</p>				
<p>別表 (第5条関係) 略</p>	<p>別表第1 (第5条関係) 略</p>				
	<p>別表第2 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	定型的な業務を行う職務
職務の級	基準となる職務				
1級	定型的な業務を行う職務				

現行	改正案	
	2級	主事の職務
	3級	主務の職務
	4級	係長又は主任の職務
	5級	課長補佐又は主査の職務
	6級	課長又は主幹の職務
	7級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務
	8級	部次長又は参事の職務
	9級	部長又は理事の職務
	10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、<u>特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、<u>その者の専門的な知識、経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給</u></p> <p>(2) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給</u></p> <p>(3) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給</u></p> <p>(4) <u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給</u></p> <p>(5) <u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給</u></p> <p>(6) <u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給</u></p> <p>3・4 略</p>

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(単身赴任手当)</u></p> <p>第6条の2 <u>単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない</u></p>

現行	改正案
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子_____を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が_____配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため、_____勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）_____</p>	<p>事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>、</u>介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、<u>管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>又は介護時間（当該職員が</p>

現行	改正案
<p>_____の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条の2 略</p>	<p><u>要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条の2 略</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p>第16条の3 <u>地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の承認を受けた職員には、同法第26条の6第1項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p>